

# 熊本都市計画地区計画（益城町決定）の決定について

## 1. 決定事項



名称：益城町砥川宮ノ本地区計画

位置：益城町大字砥川字宮ノ本の一部

面積：約 1.09ha

## 2. 決定理由

本地区は、小中学校・保育所に近接した土地で、既存集落に囲まれている。

当計画地は、益城町総合計画においては「ふるさと再興農村集落ゾーン」にあたり「国道、県道及び主要な町道においては、地区計画などの手法を用いた優良な住環境などの整備や沿道サービス施設などの誘致に努めます。」、益城町都市計画マスターplanにおいては、「住宅地は現在の農業集落を基本としつつ、人口減少による地域の停滞を防止し新たな住民の定着を促すため、公共施設容量の限度内において又は公共施設の整備に合わせ、公営住宅や社宅等の計画的住宅形成を図ります。」と明文化されております。

以上のような環境・条件が整っているこの地域において、住宅ニーズの高まりや、地域の活性化の必要性に適切に対応するため、緑豊かな街並みの形成と生活の利便性を考慮した良好な居住環境を、将来にわたって維持・増進することを目指し、周辺の自然環境や景観と調和した良好な市街地環境の形成を計画的に誘導するものである。



## 3. 地区計画位置の確認

[(1)～(5)に掲げる区域を含まないこと]

(1)農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域 →農振農用地区域外

(2)集落地域整備法に規定する集落地域 →集落地域外

(3)農地法による農地転用の許可見込みがない農地  
→農地転用が許可されない農地ではない。

(4)森林法に規定する保安林、保安施設地区、保安林予定林、保安施設地区予定地  
→保安林等指定なし

(5)自然公園法に規定する特別地域及び熊本県立自然公園条例に規定する特別地域  
→国立・県立自然公園区域外

## 4. 地区施設の配置及び規模

道路	W=6.0m、L=246m
公園・緑地	地区面積の 5 %以上 (5.41%)
調整池	浸透性側溝を布設 (河川協議済み)
防火水槽	1基 40 t

## 5. 都市計画の妥当性

### ○上位計画との整合

【熊本都市計画区域マスターplan】

「現在及び将来の土地利用動向を的確に把握し、本区域における位置及び配置上の広域的特性に配慮しながら、区域区分の変更、各地域の特性に応じた地区計画活用及び開発許可立地基準の条例化の要否等についての慎重な検討を行い、市街化調整区域としての秩序ある都市的土地区画整理事業を誘導する。」